

県中建設事務所 道路等維持管理業務委託

特記仕様書

第1章 適用範囲

(適用範囲)

第1条

1 本仕様書は、福島県県中建設事務所が発注する「県中建設事務所 道路等維持管理業務委託」に係る設計図書の内容について、必要な事項を定める。

第2章 共通事項

(共通事項)

第2条

- 1 受注者は、この委託業務を担当する福島県県中建設事務所長（以下「所長」という。）又は所長の指定する監督員の指示に従い、受注者の責任において業務委託発注書（以下「発注書」という。）、図面及び福島県土木部発行の共通仕様書（土木工事編）（以下「仕様書」という。）によって施工すること。なお、本特記仕様書は仕様書より優先する。
- 2 受注者は、受注後速やかに当該業務に関する年間の年間業務計画書及び施工体制表、緊急時連絡体制表を作成し、提出すること。
- 3 発注書、及び仕様書に明示されていないものでも、委託業務の性質上当然必要な事項及び法令または慣例によって履行しなければならない事項は、監督員に確認して指示を受け処理すること。
- 4 受注者は、契約の日より監督員の指示を受けられる体制を整え、直ちに委託業務が実施できるよう準備すること。
- 5 受注者は、1件毎に発注された委託業務が完了したときは、直ちに完了届を提出し、検査を受けること。
- 6 本委託業務は、道路等維持管理業務の性質上、突発的な緊急業務に対処するため、指定工期として、休日及び祝祭日を含むものとする。
- 7 委託業務における発生材（残土を含む）は、速やかに跡片付けし、交通及び保安上の障害とならないようその都度監督員の指示する箇所に運搬し、適正に処理すること。刈草等は郡山市の処理施設である富久山クリーンセンターまたは河内クリーンセンターへ搬入すること。
- 8 委託業務実施時は、現場の状況に応じ道路保安施設、交通誘導員の配置等の安全対策を行うこと。作業に伴う交通規制については、監督員と協議のこと。
- 9 業務履行中に事故が発生したときは、受注者は直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに、監督員が指定する様式による「事故報告書」を提出しなければならない。

第3章 主任技術者及び作業員

(主任技術者)

第3条

- 1 主任技術者は業務の適切な履行を確保するため、工事従事者、パトロール要員、運転手等（以下、「作業員」という。）を指導及び監督しなければならない。
 - 2 主任技術者は、監督員と密に連絡を取り、業務全体の発注計画を策定し、組合各社との施工時期や人工等を調整、及び業務の状況報告、協議等を行うものとする。
 - 3 主任技術者は、毎月1回監督員に業務全般に関する当該月までの作業進捗状況の報告を行うとともに、今後の業務の実施方針等に関して監督員と打合せを行うものとする。
 - 4 主任技術者は、作業員が業務を実施している間は、発注者の担当課と連絡がとれるようにしておかなければならない。
 - 5 住民要望の情報共有及び協働対応を行うものとする。
 - 6 橋梁等の構造物に関する排水施設の日常点検・支障物撤去等（1回/年）を行い、発注者へ報告するものとする。
 - 7 維持管理データベースを作成するものとする。
(管理瑕疵事故・補修履歴・苦情等の場所や内容を取りまとめる)
- なお、5～7の業務については、別途経費計上するものとする。
(履行する際の留意事項)

第4条

- 1 主任技術者は、本仕様書等で示された義務の適正な履行の確保に努めなければならない。
- 2 関係者は業務の履行にあたっては、県民から常に注目されていることを自覚し、その行動は誤解を招くことのない様にする。
- 3 発注者の担当課及び作業員との緊急連絡に対応するため、受託者は2回線以上の電話回線（携帯電話を含む）を確保しておくものとする。

第4章 委託区域

(委託区域)

第5条

本業務の委託区域は別記2（別記3）に定める国県道、別記4に定める河川、砂防施設、急傾斜施設及び港湾施設等とする。また委託区域を添付図に示す。

第5章 委託業務

(委託業務)

第6条

委託業務の一覧を以下に示す。

(1) 単価契約業務（添付図-1、2参照）

道路維持補修業務及び舗装維持修繕業務の1件の委託料は300万円未満とし、緊急を要する場合（災害時）は500万円未満とする。

- | | | |
|----------------------|-------|------------|
| ① 道路パトロール業務（異常時・地震時） | 44 路線 | L=346.0km |
| ② 道路維持補修業務 | 45 路線 | L=364.3km |
| ③ 舗装維持修繕業務 | 45 路線 | L=364.3km |
| ④ 河川維持管理業務 | 13 河川 | L= 117.1km |

⑤ 砂防施設維持管理業務	8 箇所
⑥ 急傾斜施設維持管理業務	3 箇所
⑦ 港湾施設維持管理業務	1 箇所
⑧ 一般除雪業務	38 路線 L=321.4km
⑨ 春先除雪業務	3 路線 L= 13.0km
⑩ 排雪運搬業務	3 路線 L= 5.5km
⑪ 凍結抑制剤散布業務	38 路線 L=321.4km
(2) 総価契約業務（添付図-1、2、3、4 参照）	
①道路パトロール業務（平常時）	44 路線 L=346.0km
②道路パトロール業務（徒歩）、	
③道路植栽管理業務、④道路環境美化業務（須賀川二本松自転車道線の除草等）、⑤道路除草業務、	
⑥道路上支障物撤去業務、⑦道路舗装修繕業務、⑧防雪柵設置撤去業務（仮設式）、	
⑨防雪柵設置撤去業務（固定式）、⑩スノーポール設置撤去業務 一式	

第 6 章 道路パトロール業務（異常時・地震時）

（業務の定義）

第 7 条

「異常時パトロール」とは、気象警報が発表された段階以降のパトロール及び発注者が異常時と判断し、指示した段階のパトロールをいうものとする。

「地震時パトロール」とは、震度 5 弱以上の地震が発生した段階のパトロールをいうものとする。

（業務の内容）

第 8 条

「道路パトロール業務委託仕様書」によるものとする。

第 7 章 道路維持補修業務

（業務の定義）

第 9 条

道路維持補修業務は、突発的な事故や経年劣化による道路管理施設の損傷のうち軽微なものについて補修等を行うものである。

第 8 章 舗装維持修繕業務

（業務の定義）

第 10 条

舗装維持修繕業務は、道路舗装の破損箇所のうち小規模な箇所、またはこれを放置することによって破損部分が拡大し交通に支障を及ぼすことが予想される箇所を補修するものである。

（留意事項）

第 11 条

欠損部補修箇所においては、必要に応じて補修箇所縁端の脆弱部取り除き及び舗装殻処理費用、舗装殻運搬費用、区画線設置費用を労務費の合計額に対する率に換算して計上している。このため、前記工種について適切に施工すること。また区画線については、補修範囲内で施工が不要な場合でも、近接する外側線または中央線を施工するものとする。

第9章 河川維持管理業務

(業務の定義)

第12条

河川維持管理業務は、豪雨等による出水及び水質事故等の発生した場合における機動的な対応や経年劣化による河川管理施設の損傷のうち軽微なものについて補修等を行うものである。

第10章 砂防施設維持管理業務

(業務の定義)

第13条

砂防施設維持管理業務は、豪雨等による土砂流出等の発生した場合における機動的な対応や経年劣化による砂防設備の損傷のうち軽微なものについて補修等を行うものである。

第11章 急傾斜施設維持管理業務

(業務の定義)

第14条

急傾斜施設維持管理業務は、豪雨等による土砂流出等の発生した場合における機動的な対応や経年劣化による急傾斜地崩壊防止施設の損傷のうち軽微なものについて補修等を行うものである。

第12章 港湾施設維持管理業務

(業務の定義)

第15条

港湾施設維持管理業務は、突発的な水質事故等が発生した場合における機動的な対応や経年劣化による海岸保全施設の損傷のうち軽微なものについて補修を行うものである。

第13章 一般除雪業務

(業務の定義)

第16条

一般除雪業務は、降雪や積雪、および地吹雪等による吹き溜まりにより交通障害の発生等が予測される場合に、除雪作業を行うものとする。

(業務の内容)

第17条

「一般除雪業務委託仕様書」によるものとする。

第14章 春先除雪業務

(業務の定義)

第18条

春先除雪業務は、降雪期後に冬期通行止路線の開通に先立ち、除雪作業を行うものとする。

(業務の内容)

第19条

「春先除雪業務委託仕様書」によるものとする。

第 15 章 排雪運搬業務

(業務の定義)

第 20 条

排雪運搬業務は、度重なる除雪により、人家連担地区の路肩や歩道に寄せられる雪量が限界となった場合において、早急に排雪運搬を行うものとする。

(業務の内容)

第 21 条

「排雪運搬業務委託仕様書」によるものとする。

第 16 章 凍結抑制剤散布業務

(業務の定義)

第 22 条

凍結抑制剤散布業務は、路面凍結で交通障害の発生しやすい箇所について、路面状況と気象予測により凍結抑制剤の散布を行うものとする。

(業務の内容)

第 23 条

「凍結抑制剤散布業務委託仕様書」によるものとする。

第 17 章 道路パトロール業務 (平常時)

(業務の定義)

第 24 条

「平常時パトロール」とは、平常時における県管理道路が常に良好な状態に保たれるよう道路の使用状況を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して、適宜の措置を講ずるとともに、道路を管理するうえで必要な情報及び資料の収集を行う。

(業務の内容)

第 25 条

「道路パトロール業務委託仕様書」によるものとする。

第 18 章 道路パトロール業務 (徒歩)

(業務の定義)

第 26 条

「徒歩パトロール」とは、歩道が常に良好な状態に保たれるよう道路の使用状況を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して、適宜の措置を講ずるとともに、道路を管理するうえで必要な情報及び資料の収集を行う。

(業務の内容)

第 27 条

「道路パトロール業務委託仕様書」によるものとする。

第 19 章 道路植栽管理業務

(業務の定義)

第 28 条

道路植栽管理業務は、道路植栽の防除、剪定、施肥、伐採を行うものとする。また、植栽管理を行

うための除草を含むものとする。

(実施回数)

第 29 条

実施回数は、5月～3月の間の年1回を標準とし、実施の時期については、監督員と協議して決定するものとする。

第 20 章 道路環境美化業務

(業務の定義)

第 30 条

道路環境美化業務は、路肩、法面部の除草、路面の清掃、ゴミ拾いを行うものとする。

(実施回数)

第 31 条

実施回数は、5月～11月の間の年2回を標準とし、実施の時期については、監督員と協議して決定するものとする。

第 21 章 道路除草業務

(業務の定義)

第 32 条

道路除草業務は、路肩、法面部の除草を行うものとする。

(実施回数)

第 33 条

実施回数は、7月と11月の年2回の実施を標準とし、実施の時期については、監督員と協議して決定するものとする。

第 22 章 道路上支障物撤去業務

(業務の定義)

第 34 条

道路上支障物撤去業務は、道路上の通行に支障となる動物の死骸、落下物の撤去を行うものとする。

(業務の実施)

第 35 条

受注者は、道路上支障物の撤去を行った場合、処理に要した日時の記録、撤去物の写真撮影を行い、毎月末にそれらの実績を監督員に提出すること。

(契約数量)

第 36 条

契約数量は、単年度の想定数量であるため、契約期間中に実施数量を上回ることが明らかとなった場合、監督員と協議のうえに変更契約の対象とする。また、契約数量を下回ることが明らかとなった場合も同様とする。

第 23 章 道路舗装修繕業務

(業務の定義)

第 37 条

道路舗装修繕業務は、道路上の通行に支障となるポットホールの修繕を行うものとする。

(業務の実施)

第 38 条

受注者は、ポットホール修繕を行った場合、修繕に要した日時の記録、修繕箇所の写真撮影を行い、毎月末にそれらの実績を監督員に提出すること。

(契約数量)

第 39 条

契約数量は、単年度の想定数量であるため、契約期間中に実施数量を上回ることが明らかとなった場合、監督員と協議のうえに変更契約の対象とする。また、契約数量を下回ることが明らかとなった場合も同様とする。

第 24 章 防雪柵設置撤去業務 (仮設式・固定式)

(業務の定義)

第 40 条

防雪柵設置撤去業務は、降雪期、風雪からの道路視認性確保を目的とし、防雪柵を設置撤去するものとする。

(実施時期)

第 41 条

実施時期は、借地契約の都合上 1 2 月から着手し、1 2 月下旬までに設置、3 月中に解体するものとし、気象状況に応じて、詳細の時期を監督員と協議して決定するものとする。

(業務の内容)

第 42 条

「防雪柵設置撤去業務委託仕様書」によるものとする。

第 25 章 スノーポール設置撤去業務

(業務の定義)

第 43 条

スノーポール設置撤去業務は、降雪期における道路視線誘導を目的とし、既設デリネータや防護柵等にスノーポールを設置撤去するものとする。

(実施時期)

第 44 条

実施時期は、1 1 月下旬までに設置、3 月中に撤去するものとし、気象状況に応じて、詳細の時期を監督員と協議して決定するものとする。

(業務の内容)

第 45 条

「スノーポール設置撤去業務委託仕様書」によるものとする。

第 26 章 成果品

(成果品)

第 46 条

受託者は、主任技術者の業務について、業務完了時に下記の成果品を成果品目録とともに提出するものとする。

(1) 橋梁等の構造物に関する排水施設の日常点検・支障物撤去等 (1 回/年) の報告書

(2) 維持管理データベース

なお、上記成果品の様式及び形式については受注者と協議の上定めること。

道路パトロール業務委託仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、福島県県中建設事務所が委託する道路パトロール業務（以下「パトロール」という。）に適用するものとし、受注者は、関係法令、契約書に基づいて適正にパトロールを実施しなければならない。

(パトロールの目的、内容)

第2条 パトロールは、道路が常に良好な状態に保たれるよう道路の使用状況を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して、適宜の措置を講ずるとともに、道路を管理するうえで必要な情報及び資料の収集を行う。

(定義)

第3条 この仕様書において、「監督員」「主任技術者」「パトロール要員」「運転手」の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1)「監督員」とは、委託者の命を受けて委託業務を監督する者で、道路監理員（道路法（昭和27年法律第180条）第71条第4項の規定に基づき道路管理者が任命した者）の中から発注者が任命し、受注者に通知した者をいう。
- (2)「主任技術者」とは、パトロールの実施責任者として、受注者が任命し、発注者に通知した者をいう。
- (3)「パトロール要員」とは、契約書及び本仕様書の定めるところにより、パトロール、その他の関係業務を行う受注者の職員をいう。
- (4)「運転手」とは、契約書及び本仕様書の定めるところにより、パトロール車の運転、その他の関係業務を行う受注者の職員をいう。

2 この仕様書において「指示」「承諾」及び「協議」の定義は次の各号の定めるところによる。

- (1)「指示」とは、監督員が受注者に対して業務に関する方針、基準または計画等を示し実施させることをいう。
- (2)「承諾」とは、受注者が監督員に報告した事項について、監督員が同意することをいう。
- (3)「協議」とは、発注者と受注者が対等な立場で合議し結論を得ることをいう。
- (4) 監督員がその権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合に口頭による指示等を行った場合には、その指示等に従うものとする。

(事故報告)

第4条 業務履行中に事故が発生したときは、受注者は直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに、発注者が指定する様式による「事故報告書」を提出しなければならない。

(疑義に対する対応)

第5条 その他、定めなき事項や疑義が生じた事項については、発注者と協議するものとする。

第2章 パトロール

(業務の区分及び定義)

第6条 パトロールは、平常時パトロールとして通常パトロール、夜間パトロール、徒歩パトロールに区分し、また異常時パトロールとして、異常時パトロールと地震時パトロールに区分する。

- 2 通常パトロールとは、平常時における道路及び道路の利用状況を把握するために行うパトロールをいう。
- 3 夜間パトロールとは、日没後の道路及び道路の利用状況を把握するために行うパトロールをいう。
- 4 徒歩パトロールとは、通常パトロールでは発見しにくい道路の異状等を把握し、維持補修を計画的に実施するために行うパトロールをいう。
- 5 異常時パトロールとは、気象警報が発表された段階以降のパトロール及び発注者が異常時と判断し、指示した段階のパトロールをいう。
- 6 地震時パトロールとは、震度5弱以上の地震が発生した段階におけるパトロールをいう。

(パトロールの内容)

第7条 通常パトロールは、次の各号に掲げる事項について、車両からの目視により行うものとし、必要がある場合は徒歩により行うものとする。

また、徒歩パトロールは、発注者が指示する区間を徒歩による目視により行うものとする。

- (1) 路面の状況
- (2) 路肩、路側の状況
- (3) 歩道の状況
- (4) のり面の状況
- (5) 排水施設の状況
- (6) 橋りょうの状況
- (7) トンネルの状況
- (8) 擁壁の状況
- (9) 保安設備、安全施設等の状況
- (10) 街路樹及び植樹帯の状況
- (11) 道路工事等の施工箇所における保安施設・交通処理状況
- (12) 道路隣接地における工事の実施状況
- (13) 道路の占用の状況
- (14) 除雪状況、雪崩危険箇所の状況
- (15) その他

- 2 夜間パトロールは、次に掲げる事項について、車両内からの目視により行うものとし、必要がある場合は徒歩により行うものとする。
 - (1) 照明施設の状況
 - (2) 交通安全施設（道路標識、視線誘導標、区画線等の視認性）の状況
 - (3) 道路工事等の施工箇所における保安施設の設置状況・交通処理状況
- 3 異常時パトロールは第7条に準じるが、異常事象に応じて適宜重点項目を定め、車両内からの目視により行うものとし、必要がある場合は徒歩により行うものとする。
- 4 パトロールにより異常を発見した場合は、速やかにその事態を解消するための道路上作業を行い、また、場合によっては福島県県中建設事務所管理課と連絡を取り、道路を常時良好な状態に保つよう努めなければならない。
- 5 パトロール要員及び運転手は、通行規制が発生するような重要な事態を確認したときは、福島県県中建設事務所管理課にただちに報告しなければならない。

（業務計画書）

- 第8条 受注者は、契約日に業務の実施体制等を記載した業務計画書を作成し監督員に提出し、承諾を受けなければならない。
- 2 業務計画書及び4月分の人員配置計画については、契約後すみやかに監督員と協議の上、決定しておくものとする。
 - 3 業務計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度、変更業務計画書を作成し、監督員の承諾を得るものとする。

（パトロールのコース及び実施日）

- 第9条 パトロールの実施日及びコースは、あらかじめ監督員が作成する月別パトロール実施予定表（以下、「予定表」という。）によるものとする。
- 2 通常パトロールのうち、平成28年度に国土交通省から移管された旧国道4号(国道288号、郡山停車場線、郡山大越線、荒井郡山線の各路線の一部)については、原則として2日に1回パトロールを実施する。
 - 3 通常パトロールのうち、上記2以外の区間については、福島県県中建設事務所が定める道路パトロールコース（全8コース）のうち2コースを受注者が平日1日1回以上実施する。なお、連休期間中については、予定表に基づきパトロールを実施する。

（主任技術者）

- 第10条 主任技術者はパトロールの適切な履行を確保するため、パトロール要員、運転手を指導、監督しなければならない。
- 2 主任技術者は、毎月1回監督員に業務全般に関する状況報告を行うとともに、業務の実施方針等に関して監督員と打合せを行うものとする。
 - 3 主任技術者は、パトロール要員及び運転手がパトロールを実施している間は、発注者の担当課と連絡がとれるようにしておかななければならない。

(パトロール要員及び運転手)

第 11 条 受注者は、パトロール要員及び運転手を定め、その氏名その他必要な事項を監督員に通知しなければならない。パトロール要員及び運転手を変更したときも同様とする。

- 2 パトロール要員及び運転手は、それぞれを兼ねることができる。ただし、前条に規定する主任技術者を兼ねることができない。
- 3 パトロールを実施する際は、パトロール要員、運転手の合計 2 名を基本とするが、複数名とすることができる。
- 4 通常パトロール（旧国道 4 号以外）について、平日昼間はパトロール要員及び運転手の他に福島県県中建設事務所職員がパトロール要員として同乗する。
- 5 パトロール要員及び運転手は、同乗した発注者の職員にパトロールに関して意見を求めることができるものとする。

(履行する際の留意事項)

第 12 条 主任技術者は、本仕様書及び特記仕様書等で示された義務の適正な履行の確保に努めなければならない。

- 2 パトロール要員は、業務計画書に基づきパトロールを行い、その任務の履行に努めるものとする。
- 3 運転手は、常に安全運転に努め、法定速度を遵守しなければならないものとする。
- 4 関係者は業務の履行にあたっては、県民から常に注目されていることを自覚し、その行動は誤解を招くことのない様にする。
- 5 パトロール要員及び運転手は、発注者が発行する身分証明書を携行し、関係人から請求があったときはこれを提示するものとする。
- 6 発注者の担当課及びパトロール要員との緊急連絡に対応するため、受注者は 2 回線以上の電話回線（携帯電話を含む）を確保しておくものとする。

(業務の履行)

第 13 条 受注者は、業務計画書に基づき委託業務を履行するものとする。

- 2 発注者は業務の都合により必要があると認めたときは、第 1 項に定める業務のほか、第 2 条に示す目的を達成するために必要な業務を履行させることができるものとする。

(パトロール結果の記録)

第 14 条 パトロール結果の記録は次の各号によるものとする。

- (1) パトロールにより把握した事項、措置した事項についてパトロール日誌（兼）道路異常箇所状況報告書に記載し監督員に報告するものとする。
- (2) パトロール時に発見した異常箇所については、箇所毎にパトロール日誌（兼）道路異常箇所状況報告書に記載し、監督員に報告するものとする。
- (3) パトロール日誌等の様式は、発注者が定めこれを使用するものとする。

第3章 運転業務

(パトロールに使用する車両)

第15条 パトロールに使用する車両は、発注者が貸与する所定の車両とする。

- 2 交通管理に要する物品は、貸与または支給を原則とする。
- 3 受注者は、本仕様書で規定する道路パトロール車を「道路パトロール業務に伴う自動車の使用要領」及び「車両管理に関する留意事項」に基づき使用・管理するものとする。
- 4 貸与する道路パトロール車は、発注者が自動車賠償損害保険（自賠責保険）に加入する。
- 5 任意保険については受注者が別途加入するものとし、保険金額は対人賠償、対物賠償ともに無制限、人身傷害は5000万円以上とすること。
- 6 受注者は、業務を開始する日までに前項による保険契約を締結し、その証書等の写しを監督員に提出すること。
- 7 「道路パトロール業務に伴う自動車の使用要領」第5条第2項に対応するための保険（車両保険）の加入及び加入額については、受注者の任意とする。

(業務内容)

第16条 運転手は車両運行について原則として業務計画書に基づき行うものとする。

- 2 運転手は、原則として実施計画書に基づくパトロールのために車両の運転を行うものとするほか、必要な次に掲げることを行う。
 - (1) 燃料の補給
 - (2) 車両の保守点検整備（作業点検、洗車・清掃、給油脂）
 - (3) 車両管理簿の記録
 - (4) 軽微な補修作業等を行う際の交通誘導

道路パトロール業務に伴う自動車の使用要領

(適用)

第1条 道路パトロール業務において、発注者が所有する自動車を受注者が使用するにあたっては、契約図書によるほか、この要領及び、「車両管理に関する留意事項」によるものとする。

(受領又は返納)

第2条 受注者は、別紙に定める「車両管理に関する留意事項」に基づき自動車の受領又は返納をするものとする。

(注意義務)

第3条 受注者は、善良な管理者の注意義務をもって自動車を使用管理するとともに、特に次の事項を守らなければならない。

- (1) 運転員は、自動車の運転・管理に精通した熟練者をあてること。
- (2) 自動車は、過重な運転を行わないよう注意すること。

(用途外使用の禁止)

第4条 受注者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 自動車を転貸し、又は担保に供すること。
- (2) 自動車を業務以外の目的に供すること。

(亡失又はき損)

第5条 受注者は、自動車を亡失又はき損したときは、調査職員に対してその事実及び理由について詳細な報告書を提出し、監督員の指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、自己の責に帰すべき理由により自動車を亡失又はき損したときは、自己において補填し、修理し、又はその損害額を弁償しなければならない。

(車両維持に要する費用負担)

第6条 修理（第5条によるものを除く）及び消耗品交換等に要する費用は、発注者の負担とする。

(使用実績報告)

第7条 道路パトロール終了後、受注者は別に定める「自動車使用簿」を車両管理者に提出すること。

車両管理に関する留意事項

(適用)

第1条 本「車両管理に関する留意事項」は道路パトロール業務において、発注者が受注者に使用させる自動車の車両管理に係る事項を定めるものであり、「道路パトロール業務に伴う自動車の使用要領」に関する留意事項を定めたものである。

(事故等の報告)

第2条 受注者は業務を行うにつき事故等が生じた場合は、直ちに発注者に報告し、事後措置について発注者と協議するものとする。

(事故等の処理)

第3条 受注者は業務を行うにつき生じた事故等に対する一切の処理手続きを行うものとする。

(一般的損害)

第4条 業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(発注者及び第三者に及ぼした損害)

第5条 受注者は業務の履行に伴い、発注者及び第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、発注者の職員等の人身事故については、発注者と協議するものとする。なおその損害が発注者の責任に帰すべき理由により発生したときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示及び発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし受注者が発注者の指示が不相当であること等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながら、これを通知しなかったときはこの限りでない。

3 前2項の場合、その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合については、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

4 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め発注者に通知することができる。

(車両の保管、引渡、返納、保管場所)

第6条 車両は発注者の指定した場所に保管する。

2 発注者は受注者に業務を実施する日毎に、道路パトロール車を受注者に引き渡すものとし、受注者は業務が終了したら、速やかに発注者に返納するものとする。

一般除雪業務委託仕様書

「県有機械貸付」

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、福島県県中建設事務所が委託する除雪業務に必要な一般事項について示すものでこの仕様書に記載しない事項については、発注者の指示によるものとする。

(委託期間)

第2条 委託期間は、令和7年11月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、委託期間外においても、降雪等の状況により除雪の必要が生じた場合には、その都度実施するものとする。

(貸与機械)

第3条 この作業に下記の除雪機械を貸与する。

No	機械名	規格	管理番号	登録番号
1	ロータリー除雪車	353kw	S29-0609	郡山 900 る ・・-36
2	ロータリー除雪車	300ps	S07-0603	福島 00 る ・・5513
3	ロータリー除雪車	250ps	S13-0601	福島 900 る ・・-40
4	除雪グレーダ	3.1m 級	S11-0604	郡山 000 る ・・-15
5	モーターグレーダ	3.1m 級	S22-0606	福島 000 る ・・-784
6	除雪ドーザ	13t	S11-0612	福島 000 る ・・-40
7	除雪ドーザ	13t	S18-0608	福島 000 る ・・-639
8	除雪ドーザ	14t	S30-0602	郡山 900 る ・・-43
9	除雪ドーザ	16t	S24-0622	福島 900 る ・・-155
10	除雪ドーザ	16t	S22-0611	福島 000 る ・・-786
11	除雪ドーザ	16t	S23-0610	福島 000 る ・・-818
12	除雪トラック	4t	S22-0604	福島 100 す ・・-7120
13	除雪トラック	7t	S23-0602	福島 800 は ・・-814

(除雪作業の出動基準)

第4条 除雪機械の出動時期は、路上の積雪深が5~10 cm以上となった場合で担当責任者の指示により出動するものとし、圧雪層厚を路面上5 cm以下とすることを目標とする。

(委託単価)

第5条 通常勤務時間（午前8時から午後5時）を超えて除雪作業を行った場合については、割増単価を適用するものとする。

(待機補償)

第6条 発注者は、大雪警報発表時又は特に必要があると認めた場合は、受注者に待機の指示を行うものとする。

2 受注者は、発注者より待機の指示があったときは、速やかにこれに従うこと。

(除雪区分)

第7条 本路線の除雪区分は下記のとおりとし、この除雪区分に従った除雪作業を行い、交通を確保しなければならない。

対象路線	区間	延長 (km)	除雪区分
県中建設事務所管内 38 路線	添付図-3 のとおり	321.4	2 車線確保路線

(交通確保の目標)

第8条 交通の確保は、第3条及び第6条の規定によって実施するほか、次により行わなければならない。

- (1) 通勤、通学時間帯において通行に支障のないよう交通を確保すること。
- (2) 日中にある場合は、圧雪による路面凍結箇所等が発生した場合、又は発生が予想される場合は、発注者と連絡を取り交通を確保すること。
- (3) その他緊急に発注者から依頼があった場合には、協議のうえ業務に当ること。

(道路構造物の安全)

第9条 除雪作業に際しては道路及びその付属物に損傷を与えないよう留意すること。

2 除雪作業に起因して道路及び管理施設物を破損し、若しくは破損した場合は、発注者の指示により必要な措置を講ずること。

(除雪作業の検収)

第10条 発注者が示す第8号様式の作業日報による運転記録で検収を行うものとする。

2 除雪作業終了の際は、発注者に始時と終時と除雪作業状況、路面状況等を報告するものとする。

(監督員の指示)

第11条 除雪作業は、各条項により受注者が施工するものであるが、除雪は特殊な作業であり、出勤時間帯、除雪工法等を監督員が指示する場合もあるので、その際はその指示に従わなければならない。

(提出書類)

第12条 受注者は、次に掲げる書類を発注者に提出しなければならない。ただし GPS システム導入済み機械については、チャート紙添付を不要とする。

- (1) 第8号様式 除雪作業日報 (チャート紙添付) (出勤の都度)

(2) 第 1 号様式 除雪機械使用実績報告書 (月毎)

第 1 3 条 委託契約書及び本仕様書に必要な様式は、別紙様式第 1、2、8 号とする。

2 除雪機械の作業日報の整備は、除雪機械作業記録作成要領による。

(除雪作業の事故防止)

第 1 4 条 受注者は、除雪作業時における事故防止に努めるとともに、次のことを行わなければならない。

- (1) 受注者は、除雪作業の安全管理に努め、除雪作業従事者に安全運転の徹底を図ること。
- (2) 受注者は、除雪作業区間の道路及び道路付属物について、除雪前に作業上危険な個所の点検を行い、必要に応じて発注者の指示を受けること。
- (3) 除雪機械は、運転手及び助手の二人乗務とする。
- (4) 受注者は、除雪作業時には必要に応じて交通誘導員により交通整理を行うこと。

(雪道巡回工)

第 1 5 条

- (1) 発注者は、降雪や凍結等の状況から特に必要があると認めた場合は、受注者に雪道巡回の指示を行うものとする。
- (2) 受注者は、発注者より雪道巡回の指示があった場合は、速やかにこれに従うこと。
- (3) 受注者は、雪道巡回終了の際は、発注者に路面状況等の報告をするものとする。

一般除雪業務委託仕様書

「民間機械借上」

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、福島県中建設事務所が委託する除雪業務に必要な一般事項について示すもので、この仕様書に記載しない事項については、発注者の指示によるものとする。

(委託期間)

第2条 委託期間は、令和7年11月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、委託期間外においても、降雪等の状況により除雪の必要が生じた場合には、その都度実施するものとする。

(借上機械)

第3条 この作業に下記の除雪機械を借上げる。

除雪機械名	規格	台数
モーターグレーダ	3.1m 級	9 台
タイヤドーザー	8t 級	11 台
タイヤドーザー	12t 級	3 台
除雪トラック	4t	1 台

上記機械名は借上機械の想定機械であり、同等の機械であれば変更契約の対象とする。

(除雪作業の出動基準)

第4条 除雪機械の出動時期は、路上の積雪深が5～10 cm以上となった場合で担当責任者の指示により出動するものとし、圧雪層厚を路面上5 cm以下とすることを目標とする。

(委託単価)

第5条 通常勤務時間（午前8時から午後5時）を超えて除雪作業を行った場合については、割増単価を適用するものとする。

(待機補償)

第6条 発注者は、大雪警報発表時又は特に必要があると認めた場合は、受注者に待機の指示を行うものとする。

2 受注者は、発注者より待機の指示があったときは、速やかにこれに従うこと。

(除雪区分)

第7条 本路線の除雪区分は下記のとおりとし、この除雪区分に従った除雪作業を行い、交通を確保しなければならない。

対象路線	区間	延長 (km)	除雪区分
県中建設事務所管内 38 路線	添付図-3 のとおり	321.4	2 車線確保路線

(交通確保の目標)

第8条 交通の確保は、第3条及び第6条の規定によって実施するほか、次により行わなければならない。

- (1) 通勤、通学時間帯において通行に支障のないよう交通を確保すること。
- (2) 日中にあるは、圧雪による路面凍結箇所等が発生した場合、又は発生が予想される場合は、発注者と連絡を取り交通を確保すること。
- (3) その他緊急に発注者から依頼があった場合には、協議のうえ業務に当ること。

(道路構造物の安全)

第9条 除雪作業に際しては道路及びその付属物に損傷を与えないよう留意すること。

- 2 除雪に起因して道路及び管理施設物を破損し、若しくは破損した場合は、発注者の指示により必要な措置を講ずること。

(除雪作業の検収)

第10条 発注者が示す第8号様式の作業日報による運転記録で検収を行うものとする。

- 2 除雪作業終了の際は、発注者に始時と終時と除雪作業状況、路面状況等を報告するものとする。

(監督員の指示)

第11条 除雪作業は各条項により受注者が施工するものであるが、除雪は特殊な作業であり、出勤時間帯、除雪工法等監督員が指示する場合もあり、その時はその指示に従わなければならない。

(提出書類)

第12条 受注者は、次に掲げる書類を発注者に提出しなければならない。ただし GPS システム導入済み機械については、チャート紙添付を不要とする。

- (1) 第8号様式 除雪作業日報 (チャート紙添付) (出勤の都度)
- (2) 第1号様式 除雪機械使用実績報告書 (月毎)

第13条 委託契約書及び本仕様書に必要な様式は、別紙様式第1、2、8号とする。

- 2 除雪機械の作業日報の整備は、除雪機械作業記録作成要領による。

(除雪作業の事故防止)

第14条 受注者は、除雪作業時における事故防止に努めるとともに、次のことを行なうこと。

- (1) 受注者は、除雪作業の安全管理に努め、除雪作業従事者に安全運転の徹底を図る。
- (2) 受注者は、除雪作業区間の道路及び道路付属物について、除雪前に作業上危険な個所の点検を行い、必要に応じて発注者の指示を受けること。
- (3) 除雪機械は、運転手及び助手の二人乗務とする。
- (4) 受注者は、除雪作業時には、必要に応じて、交通誘導員により、交通整理を行うこと。

(雪道巡回工)

第15条

- (1) 発注者は、降雪や凍結等の状況から特に必要があると認めた場合は、受注者に雪道巡回の指示を行うものとする。
- (2) 受注者は、発注者より雪道巡回の指示があった場合は、速やかにこれに従うこと。
- (3) 受注者は、雪道巡回終了の際は、発注者に路面状況等の報告をするものとする。

(タイヤチェーン・切刃の貸与)

第16条 受注者は、県管理道路のみを除雪する機械について、タイヤチェーン及びグレーダの鉄製切刃若しくはウレタン製切刃の貸与を発注者に申し出ができるものとする。発注者は、受注者より申し出があった場合には貸与条件を受注者と協議の上、貸与品とする場合は速やかに変更契約をおこなうものとする。

春先除雪業務委託仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、福島県県中建設事務所が委託する春先除雪業務に必要な一般事項について示すもので、この仕様書に記載しない事項については発注者の指示によるものとする。

(貸与機械)

第2条 発注者はこの作業に下記の除雪機械を受注者に貸与する。

機 械 名	規 格	管理番号	登録番号
除雪ドーザ	16t	S22-0611	福島 000 る ・・-786
除雪ドーザ	16t	S24-0622	福島 900 る ・・-155
ロータリー除雪車	353kw	S29-0609	郡山 900 る ・・-36
除雪ドーザ	14t	S30-0602	郡山 900 る ・・-43
除雪ドーザ	16t	S23-0610	福島 000 る ・・-818
ロータリー除雪車	300ps	S07-0603	福島 00 る ・・5513
除雪ドーザ	13t	S18-0608	福島 000 る ・・-639
除雪ドーザ	13t	S11-0612	福島 000 る ・・-40

(交通確保の目標)

第3条 冬期通行止め区間の開通を目標に除雪を行うものとする。なお、各区間の開通日は発注者と協議すること。

(除雪路線)

第4条 春先除雪の除雪路線は下記のとおりとし、受注者はこの路線の除雪作業を行い、交通を確保しなければならない。

路 線 名	区 間	延長 (km)
中野須賀川線	郡山市湖南町中野字飯ヶ森 ～須賀川市行政界	5. 6
羽鳥福良線	郡山市湖南町馬入新田 ～須賀川市行政界	6. 0
湖南湊線	郡山市湖南町舟津字中ノ沢 ～同市湖南町舟津字鬼沼	1. 4

(道路構造物の保全)

第5条 除雪に際しては、道路及びその付属物に損傷を与えないように留意すること。

2 除雪に起因して道路及び管理施設物を破損した場合は、発注者の指示により必要な処置を講ずること。

3 事前の危険箇所点検において把握ができなかったと判断される場合の破損については、資料を作成のうえ協議すること。

(除雪作業の管理及び検収)

第6条 発注者が示す第8条様式の作業日報による運転時間で検収を行うものとする。なお、作業日報には必ず稼動記録計によって記録された記録用紙(チャート紙)を添付しなければならない。ただしGPSシステム導入済み機械については、チャート紙添付は不要とする。

- 2 チャート紙を添付する場合は、記録された運転時間と作業日報の運転時間を合致させること。
- 3 除雪作業終了の際は、発注者に始時と終時と除雪作業状況、路面状況等を報告するものとする。

(発注者の指示)

第7条 除雪作業は各事項により受注者が施工するものであるが、除雪は特殊な作業であるため出動時間帯、除雪工法等により発注者が指示する場合は、その指示に従わなければならない。

(提出書類)

第8条 受注者は、次に掲げる書類を甲に提出しなければならない。

- (1) 第8号様式 除雪作業日報 (出動の都度)
- (2) 第1号様式 除雪機械使用実績報告書 (月毎)

(その他)

第9条 委託契約書及び本仕様書に必要な様式は、別紙様式第1号から第8号までとする。

- 2 除雪機械の作業日報の整備は、除雪機械作業記録作成要領による。

(除雪作業の事故防止)

第10条 受注者は、除雪作業時における事故防止に努めるとともに、次のことを行わなければならない。

- (1) 除雪作業の安全管理に努め、除雪作業従事者に安全運転の徹底を図ること。
- (2) 除雪作業区間の道路及び道路付属物について、除雪前に作業上危険な個所の点検を行い、必要に応じて発注者の指示を受けること。
- (3) 除雪機械は、運転手及び助手の二人乗務とする。
- (4) 除雪作業時には、必要に応じて交通誘導員により交通整理を行うこと。

排雪運搬業務委託仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、福島県県中建設事務所が委託する排雪運搬業務に必要な一般事項について示すもので、この仕様書に記載しない事項については、発注者の指示によるものとする。

(委託期間)

第2条 委託期間は、令和7年11月1日から令和8年3月31日までとする。
ただし、委託期間外においても、降雪等の状況により除雪の必要が生じた場合には、その都度実施するものとする。

(借上機械)

第3条 この作業に下記の排雪機械を借上げる。

排雪機械名	規 格
バックホウ	0.28 立方m
ホイールローダ	0.5 立方m
ホイールローダ	0.6 立方m
ダンプトラック	4 t
ダンプトラック	10 t

(排雪作業の出動基準)

第4条 排雪機械の出動時期は、歩道又は路肩の堆雪深が50cm以上となった場合で、発注者の指示により出動するものとする。

(排雪区間)

第5条 受注者は下記の路線の排雪作業を行い、交通を確保しなければならない。
ただし、排雪作業の状況により他の路線の排雪作業を監督員が指示した場合は、その指示に従わなければならない。

路 線 名	区 間	延長(km)
国道294号	郡山市湖南町三代～赤津地内	3.2
郡山湖南線	郡山市湖南町中野地内	0.6
猪苗代湖南線	郡山市湖南町中野地内	1.7

(排雪作業の管理及び検収)

第6条 発注者が示す第8号様式の作業日報による運転記録で検収を行うものとする。

2 排雪作業終了の際は、発注者に始時と終時と除雪作業状況、路面状況等を報告するものとする。

なお、受注者は排雪実施確認表第9号様式を備え、発注者がパトロールした場合に確認を受けなければならない。

(監督員の指示)

第7条 排雪作業は各条項により受注者が施行するものであるが、排雪は特殊な作業であり出動時間帯、除雪工法等監督員が指示する場合もあり、その時はその指示に従わなければならない。

(排雪機械使用実績の報告)

第8条 受注者は作業日報と排雪実施確認表第9号様式を発注者に提出するものとする。

(その他)

第9条 委託契約書及び本仕様書に必要な様式は別紙様式第2号、第8号、第9号様式とする。

2 排雪機械の作業日報の整備は「排雪機械作業記録作成要領」による。

(排雪作業の事故防止)

第10条 受注者は、排雪作業時における事故防止に努めるとともに、次のことを行なうこと。

- (1) 排雪作業の安全管理に努め、排雪作業従事者に安全運転の徹底を図る。
- (2) 排雪作業区間の道路及び道路付属物について、排雪前に作業上危険な個所の点検を行い、必要に応じて発注者の指示を受けること。
- (3) 排雪作業時には必要に応じて交通誘導員により交通整理を行う。

凍結抑制剤散布業務委託仕様書

「凍結抑制剤散布・機械貸付」

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、福島県県中建設事務所が委託する凍結抑制剤散布業務に必要な一般事項について示すもので、この仕様書に記載しない事項については、発注者の指示によるものとする。

(委託期間)

第2条 委託期間は、令和7年11月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、委託期間外においても、降雪等の状況により凍結抑制剤散布の必要が生じた場合には、その都度実施するものとする。

(貸与機械)

第3条 この作業に下記の散布機械を貸与する。

No	機械名	規格	管理番号	登録番号
1	凍結抑制剤散布車	2.5m ³	S22-0616	福島 800 は ・・-748
2	凍結抑制剤散布車	3t	S28-0614	郡山 800 は ・・-55
3	除雪車兼凍結抑制剤散布車	7t	S28-0601	郡山 800 は ・・-56
4	凍結抑制剤散布装置付トラック	2m ³		
5	凍結抑制剤散布装置付トラック	2m ³		
6	凍結抑制剤散布装置付トラック	2m ³		

2 この作業に下記の散布機械を借上げる。

No	機械名	規格	管理番号	登録番号
1	凍結抑制剤散布装置付トラック	2m ³		
2	凍結抑制剤散布装置付トラック	2m ³		

(散布作業の出動基準)

第4条 凍結抑制剤の散布は、午前5時現在の気温が-1℃以下となった場合に出動することを原則とする。ただし、路面の状況により緊急に散布を行う必要が生じた場合については、前記に関わらず担当責任者の指示により、その都度出動するものとする。

2 受注者は、除雪作業との調整を図り、散布作業を実施しなければならない。

3 凍結抑制剤の使用量の確認は、使用した凍結抑制剤の空袋により行うものとする。

(委託単価)

第5条 通常勤務時間（午前8時から午後5時）を超えて散布作業を行った場合については、割増単価を適用するものとする。

(待機補償)

第6条 発注者は大雪警報発表時又は特に必要があると認めた場合は、受注者に待機の指示を行うものとする。

2 受注者は、発注者より待機の指示があったときは、速やかにこれに従うこと。

(散布区分)

第7条 本路線の散布区分は下記のとおりとし、この散布区分に従った散布作業を行い、交通を確保しなければならない。

対象路線	区間	延長 (km)	散布区分
県中建設事務所管内 38 路線	添付図-3 のとおり	321.4	2 車線確保路線

(交通確保の目標)

第8条 交通の確保は、第4条及び第7条の規定によって実施するほか、次により行わなければならない。

- (1) 通勤、通学時間帯において通行に支障のないよう交通を確保すること。
- (2) 日中であっては、路面凍結箇所等が発生した場合、又は発生が予想される場合は、発注者と連絡を取り交通を確保すること。
- (3) その他緊急に発注者から依頼があった場合には、協議のうえことに当たること。

(道路構造物の保全)

第9条 散布作業に際しては、道路及びその付属物に損傷を与えないよう留意すること。

2 散布作業に起因して道路及び管理施設物を破損し、若しくは破損した場合は、発注者の指示により必要な措置を講ずること。

(散布作業の検収)

第10条 発注者が示す第8号様式の作業日報による運転記録で検収を行うものとする。

2 散布作業終了の際は、発注者に始時と終時と散布作業状況、路面状況等を報告するものとする。

(監督員の指示)

第11条 散布作業は各条項により受注者が施工するものであるが、散布は特殊な作業であり、出勤時間帯、散布工法等監督員が指示する場合もあり、その時はその指示に従わなければならない。

(提出書類)

第12条 受注者は、次に掲げる書類を発注者に提出しなければならない。ただしGPSシステム導入済みの凍結抑制剤散布車については、チャート紙添付は不要とする。

- (1) 第8号様式 作業日報 (出勤の都度)
- (2) 第1号様式 除雪機械使用実績報告書 (月毎)

第13条 委託契約書及び本仕様書に必要な様式は、別紙様式第1、2、8号とする。

- 2 散布機械の作業日報の整備は、除雪機械作業記録作成要領による。

(散布作業の事故防止)

第14条 受注者は、散布作業時における事故防止に努めるとともに、次のことを行わなければならない。

- (1) 受注者は、散布作業の安全管理に努め、散布作業従事者に安全運転の徹底を図ること。
- (2) 受注者は、散布作業区間の道路及び道路付属物について、散布前に作業上危険な個所の点検を行い、必要に応じて発注者の指示を受けること。
- (3) 散布機械は、運転手及び助手の二人乗務とする。
- (4) 受注者は、散布作業時には必要に応じて交通誘導員により交通整理を行うこと。

(散布材の納品・保管・積込場所)

第15条 受注者は、散布剤の保管及び積み込み場所に要するヤードとして西田除雪車庫及び湖南除雪車庫を利用することができるものとする。

- 2 凍結抑制剤は発注者の負担とする。受注者は在庫管理を行い、必要に応じて発注者へ散布材の追加納品を依頼するものとする。
- 3 受注者は、散布材の納品の都度、納品された数量が確認できる写真を撮影しておくものとし、発注者に求められた場合はこれを提出しなければならない。

防雪柵設置撤去業務委託仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、福島県県中建設事務所が委託する防雪柵設置撤去業務に必要な一般事項について示すもので、この仕様書に記載しない事項については、発注者の指示によるものとする。

(施工箇所)

第2条 本業務の委託区間は添付表(別記3)に定める路線(区間)とする。

- | | | |
|------------------|------|------------|
| ① 防雪柵設置撤去業務(仮設式) | 11路線 | L = 8.86km |
| ② 防雪柵設置撤去業務(固定式) | 4路線 | L = 4.08km |

(支給材料及び貸与品)

第3条 支給材料及び貸与品、またその引き渡し場所等については、下記のとおりとする。

支給品目：仮設式防雪柵部材 数量：8.86km

引渡時期：着手前

引渡場所：防雪柵置き場(郡山市三穂田町駒屋地内、郡山市湖南町三代地内、郡山市湖南町舟津地内)

(監督員による確認及び立会等)

第4条 監督員による検査及び立会は、防雪柵の設置完了時及び撤去完了時にそれぞれ行うものとする。

(施工管理等)

第5条 作業における状況写真は、施工前、作業中及び完了時を同じ場所、同じ方向から撮影するものとし、作業の実施状況及び実施範囲が確認できるように整理するものとする。

2. 業務看板(工事名表示板)、保安施設実施状況及び交通誘導警備員の配置状況についても撮影するものとする。

3. 仮設式防雪柵は毎年使用することになるので、作業する際には取り扱いに注意し、部材を曲げたり、傷つけたりしないように注意する。

4. 撤去・保管に関しては、路線毎、部材部品毎に数量を確認し、数量表を作成して監督員へ提出しなければならない。また撤去する際に今後使用できない部材および部品についても一覧表にまとめ監督員へ書面で報告し、確認を得なければならない。

5. 施工には各地区毎に工事名表示板を2基設置するものとする。

スノーポール設置撤去業務委託仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、福島県県中建設事務所が委託するスノーポール設置撤去業務に必要な一般事項について示すもので、この仕様書に記載しない事項については、発注者の指示によるものとする。

(施工箇所)

第2条 本業務の委託区間は添付表(別記③)に定める路線(区間)とする。

スノーポール設置撤去業務 7路線 L=54.61km

(支給材料及び貸与品)

第3条 支給材料及び貸与品、またその引き渡し場所等については、下記のとおりとする。

支給品目: スノーポール 数量: 1,689本

引渡時期: 着手前

引渡場所: 湖南除雪車庫(郡山市湖南町福良地内)

(監督員による確認及び立会等)

第4条 監督員による検査及び立会は、スノーポールの設置完了時及び撤去完了時にそれぞれ行うものとする。

(施工管理等)

第5条 作業における状況写真は、施工前、作業中及び完了時を同じ場所、同じ方向から撮影するものとし、作業の実施状況及び実施範囲が確認できるように整理するものとする。

2. 保安施設実施状況及び交通誘導警備員の配置状況についても撮影するものとする。

3. スノーポールは毎年使用することになるので、作業する際には取り扱いに注意し、部材の損傷に注意する。

4. 撤去・保管に関しては、路線毎にスノーポールの数量を確認し、数量表を作成して監督員へ提出しなければならない。また撤去する際に今後使用できないスノーポールについても一覧表にまとめ監督員へ書面で報告し、確認を得なければならない。

別記2 令和7年度対象路線一覧(単価契約)

(km)

道路種別	路線番号	路線名	① 道路 ハトール 業務 (異常時・ 地震時)	② 道路維持 補修業務	③ 舗装維持 修繕業務	④ 一般 除雪 業務	⑤ 春先 除雪 業務	⑥ 排雪 業務	⑦ 凍結 抑制剤 散布業務	備考
一般 国道	288	国道288号	15.5	15.5	15.5	15.5	0.0	0.0	15.5	
	294	国道294号	17.2	17.2	17.2	19.8	0.0	3.2	19.8	福良ハイパス L=1.1km追加
主要 地方道	6	郡山湖南線	26.4	26.4	26.4	26.4	0.0	0.6	26.4	
	8	本宮熱海線	4.8	4.8	4.8	4.8	0.0	0.0	4.8	
	9	猪苗代湖南線	8.8	8.8	8.8	12.3	0.0	1.7	12.3	
	13	小野田母神線	3.8	3.8	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
	17	郡山停車場線	7.2	7.2	7.2	7.2	0.0	0.0	7.2	
	24	中ノ沢熱海線	15.0	15.0	15.0	8.7	0.0	0.0	8.7	
	28	本宮三春線	4.4	4.4	4.4	4.4	0.0	0.0	4.4	
	29	長沼喜久田線	21.0	21.0	21.0	21.0	0.0	0.0	21.0	
	40	飯野三春石川線	13.7	13.7	13.7	11.1	0.0	0.0	11.1	
	47	郡山長沼線	9.1	9.1	9.1	9.1	0.0	0.0	9.1	
	54	須賀川三春線	10.3	10.3	10.3	12.6	0.0	0.0	12.6	
	55	郡山矢吹線	14.0	14.0	14.0	13.2	0.0	0.0	13.2	
	57	郡山大越線	8.4	8.4	8.4	8.4	0.0	0.0	8.4	
	65	小野郡山線	16.8	16.8	16.8	16.8	0.0	0.0	16.8	
	67	中野須賀川線	5.9	5.9	5.9	0.0	5.6	0.0	0.0	
73	二本松金屋線	16.0	16.0	16.0	16.0	0.0	0.0	16.0		
一般 県道	109	安積長沼線	1.8	1.8	1.8	1.8	0.0	0.0	1.8	
	110	田村安積線	3.5	3.5	3.5	3.5	0.0	0.0	3.5	
	115	三春日和田線	9.2	9.2	9.2	9.2	0.0	0.0	9.2	
	116	二本松三春線	2.0	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	141	玉川田村線	0.9	0.9	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	
	142	河内郡山線	10.2	10.2	10.2	10.2	0.0	0.0	10.2	
	143	仁井田郡山線	6.5	6.5	6.5	6.5	0.0	0.0	6.5	
	144	谷田川三春線	8.5	8.5	8.5	8.5	0.0	0.0	8.5	
	146	石筵本宮線	3.9	3.9	3.9	3.9	0.0	0.0	3.9	
	181	谷田川停車場線	0.5	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
	182	磐城守山停車場線	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.2	
	188	日和田停車場線	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.2	
	199	安子ヶ島停車場線	1.7	1.7	1.7	1.7	0.0	0.0	1.7	
	200	磐梯熱海停車場線	2.9	2.9	2.9	2.9	0.0	0.0	2.9	
	234	舟津福良線	5.6	5.6	5.6	5.6	0.0	0.0	5.6	
	235	羽鳥福良線	9.3	9.3	9.3	3.3	6.0	0.0	3.3	
	236	青松浜線	3.1	3.1	3.1	3.1	0.0	0.0	3.1	
	293	江持谷田川停車場線	1.4	1.4	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	
	294	三穂田須賀川線	4.5	4.5	4.5	3.8	0.0	0.0	3.8	
	295	芦ノ口大槻線	5.5	5.5	5.5	5.5	0.0	0.0	5.5	
	296	荒井郡山線	11.6	11.6	11.6	11.6	0.0	0.0	11.6	
	297	斎藤下行合線	3.9	3.9	3.9	3.9	0.0	0.0	3.9	
	298	阿久津舞木停車場線	1.5	1.5	1.5	1.5	0.0	0.0	1.5	
355	須賀川二本松線	16.4	16.4	16.4	16.4	0.0	0.0	16.4		
357	岩根日和田線	5.9	5.9	5.9	5.9	0.0	0.0	5.9		
376	湖南湊線	7.0	7.0	7.0	4.9	1.4	0.0	4.9		
小計			346.0	346.0	346.0	321.4	13.0	5.5	321.4	
一般県道 (自転車道)	372	須賀川二本松自転車道線	0.0	18.3	18.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
小計			0.0	18.3	18.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計			346.0	364.3	364.3	321.4	13.0	5.5	321.4	

路線数

44

45

45

38

3

3

38

別記3 令和7年度対象路線一覧(総価契約)

(km)

道路種別	路線番号	路線名	①道路ハトロール業務(平常時)		②道路ハトロール業務(徒歩)	③道路植栽管理業務	④道路環境美化業務	⑤道路除草業務	⑥道路上支障物撤去業務	⑦道路舗装修繕業務	⑧防雪柵設置撤去業務(仮設式)	⑨防雪柵設置撤去業務(固定式)	⑩スノーホール設置撤去業務
			旧R4号	旧R4号以外									
一般国道	288	国道288号	3.7	11.8	3.7	3.7	0.0	3.7	15.5	15.5	0.00	0.00	0.00
	294	国道294号	0.0	17.2	0.0	0.0	0.0	0.0	17.2	17.2	0.57	1.46	17.20
主要 地方道	6	郡山湖南線	0.0	26.4	0.0	3.5	0.0	2.1	26.4	26.4	1.50	1.09	11.40
	8	本宮熱海線	0.0	4.8	0.0	0.0	0.0	0.5	4.8	4.8	0.00	0.00	0.00
	9	猪苗代湖南線	0.0	8.8	0.0	0.0	0.0	0.0	8.8	8.8	2.10	0.95	8.80
	13	小野田母神線	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	3.8	0.00	0.00	0.00
	17	郡山停車場線	6.6	0.6	7.2	6.6	0.0	6.6	7.2	7.2	0.00	0.00	0.00
	24	中ノ沢熱海線	0.0	15.0	0.0	0.0	0.0	2.9	15.0	15.0	0.00	0.00	0.00
	28	本宮三春線	0.0	4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	4.4	4.4	0.00	0.00	0.00
	29	長沼喜久田線	0.0	21.0	0.0	0.0	0.0	4.0	21.0	21.0	0.04	0.00	0.00
	40	飯野三春石川線	0.0	13.7	0.0	0.0	0.0	0.0	13.7	13.7	0.00	0.00	0.00
	47	郡山長沼線	0.0	9.1	0.0	3.0	0.0	0.7	9.1	9.1	0.92	0.00	0.00
	54	須賀川三春線	0.0	10.3	0.0	0.0	0.0	0.8	10.3	10.3	0.00	0.00	0.00
	55	郡山矢吹線	0.0	14.0	0.0	2.0	0.0	0.6	14.0	14.0	0.02	0.00	0.00
	57	郡山大越線	0.8	7.6	0.8	1.1	0.0	0.8	8.4	8.4	0.00	0.00	0.00
	65	小野郡山線	0.0	16.8	0.0	3.6	0.0	0.0	16.8	16.8	0.00	0.00	0.00
	67	中野須賀川線	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	5.9	0.00	0.00	0.00
73	二本松金屋線	0.0	16.0	0.0	0.0	0.0	0.5	16.0	16.0	0.00	0.00	0.00	
一般 県道	109	安積長沼線	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0	0.1	1.8	1.8	0.00	0.00	0.00
	110	田村安積線	0.0	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	3.5	3.5	0.00	0.00	0.00
	115	三春日和田線	0.0	9.2	0.0	0.0	0.0	0.1	9.2	9.2	0.00	0.00	0.00
	116	二本松三春線	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	0.00	0.00	0.00
	141	玉川田村線	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.9	0.00	0.00	0.00
	142	河内郡山線	0.0	10.2	2.7	4.2	0.0	0.2	10.2	10.2	0.00	0.00	0.00
	143	仁井田郡山線	0.0	6.5	0.0	0.0	0.0	0.0	6.5	6.5	0.07	0.58	0.00
	144	谷田川三春線	0.0	8.5	0.0	0.0	0.0	0.0	8.5	8.5	0.00	0.00	0.00
	146	石筵本宮線	0.0	3.9	0.0	0.0	0.0	0.0	3.9	3.9	0.00	0.00	0.00
	181	谷田川停車場線	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.00	0.00	0.00
	182	磐城守山停車場線	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.00	0.00	0.00
	188	日和田停車場線	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.00	0.00	0.00
	199	安子ヶ島停車場線	0.0	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	1.7	0.00	0.00	0.00
	200	磐梯熱海停車場線	0.0	2.9	0.0	2.0	0.0	0.4	2.9	2.9	0.00	0.00	0.00
	234	舟津福良線	0.0	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	5.6	1.05	0.00	5.60
	235	羽鳥福良線	0.0	9.3	0.0	0.0	0.0	0.0	9.3	9.3	0.61	0.00	3.61
	236	青松浜線	0.0	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	3.1	1.95	0.00	3.10
	293	江持谷田川停車場線	0.0	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	1.4	0.00	0.00	0.00
	294	三穂田須賀川線	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	0.3	4.5	4.5	0.00	0.00	0.00
	295	芦ノ口大槻線	0.0	5.5	0.0	0.0	0.0	0.0	5.5	5.5	0.00	0.00	0.00
	296	荒井郡山線	1.2	10.4	1.2	1.9	0.0	2.7	11.6	11.6	0.00	0.00	0.00
	297	斎藤下行合線	0.0	3.9	0.0	0.0	0.0	0.0	3.9	3.9	0.00	0.00	0.00
	298	阿久津舞木停車場線	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	1.5	0.00	0.00	0.00
355	須賀川二本松線	0.0	16.4	0.0	2.0	0.0	0.2	16.4	16.4	0.00	0.00	0.00	
357	岩根日和田線	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0	0.2	5.9	5.9	0.00	0.00	0.00	
376	湖南湊線	0.0	7.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.0	7.0	0.03	0.00	4.90	
		小計	12.3	333.7	15.6	33.6	0.0	27.2	346.0	346.0	8.86	4.08	54.61
一般県道 (自転車道)	372	須賀川二本松自転車道線	0.0	0.0	0.0	0.0	18.3	0.0	18.3	18.3	0.00	0.00	0.00
		小計	0.0	0.0	0.0	0.0	18.3	0.0	18.3	18.3	0.00	0.00	0.00
		合計	12.3	333.7	15.6	33.6	18.3	27.2	364.3	364.3	8.86	4.08	54.61
			346.0										

路線数 4 44 5 11 1 19 45 45 11 4 7

備考1 ⑧、⑨ 仁井田郡山線L=0.13kmを仮設式から固定式へ移動
備考2 国道294号福良バイパスL=1.1kmを追加

河川等維持管理業務委託 契約区間一覧表 (湖南地区)

河川

河川名	区	間
猪苗代湖	全区間	L= 16.200 km
舟津川	全区間	L= 11.891 km
中地川	全区間	L= 7.525 km
中川	全区間	L= 4.500 km
小谷川	全区間	L= 2.000 km
菅川	全区間	L= 12.763 km
常夏川	全区間	L= 4.800 km

砂防指定地

溪流名	区	間
大沢川	全区間	
荒砥川	全区間	
愛宕川	全区間	
奈良沢川	全区間	
小谷川	全区間	
蓑毛川	全区間	
アザミ沢	全区間	
中地川	全区間	

港湾

港湾名	区	間
湖南港	全区間	

河川等維持管理業務委託 契約区間一覧表 (田村地区)

河川

河川名	区	間
天神川	全区間	L= 5.500 km
谷田川	全区間	L= 23.048 km
黒石川	全区間	L= 17.500 km
白岩川	全区間	L= 3.000 km
大滝根川	全区間	L= 6.700 km
桜川	全区間	L= 1.700 km

急傾斜地

溪流名	区	間
田向	全区間	
高倉	全区間	
高倉2工区	全区間	

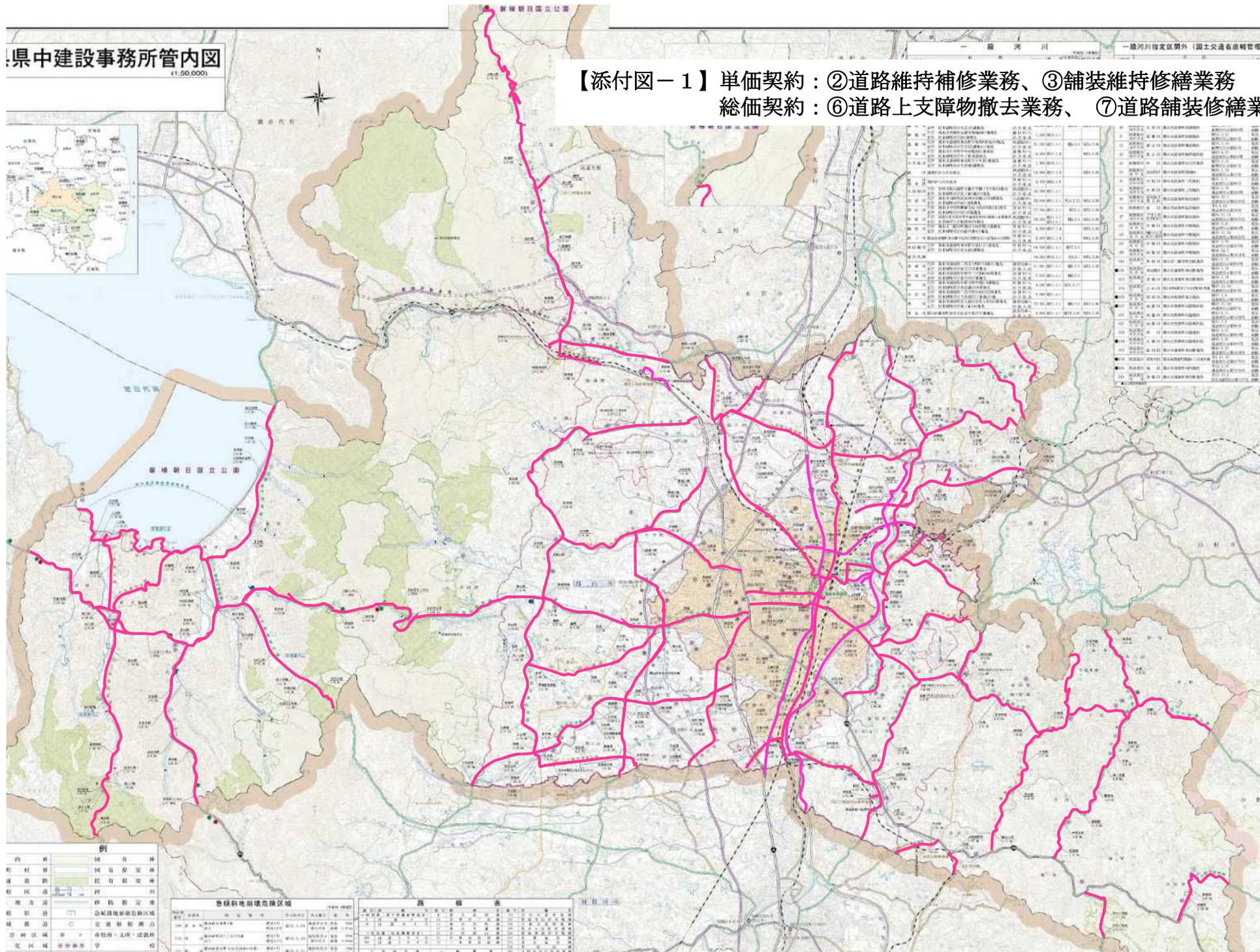
【委託箇所計】

河川維持管理	13箇所	L= 117.1 km
砂防施設維持管理	8箇所	
急傾斜施設維持管理	3箇所	
港湾施設維持管理	1箇所	

県中建設事務所管内図

(1:50,000)

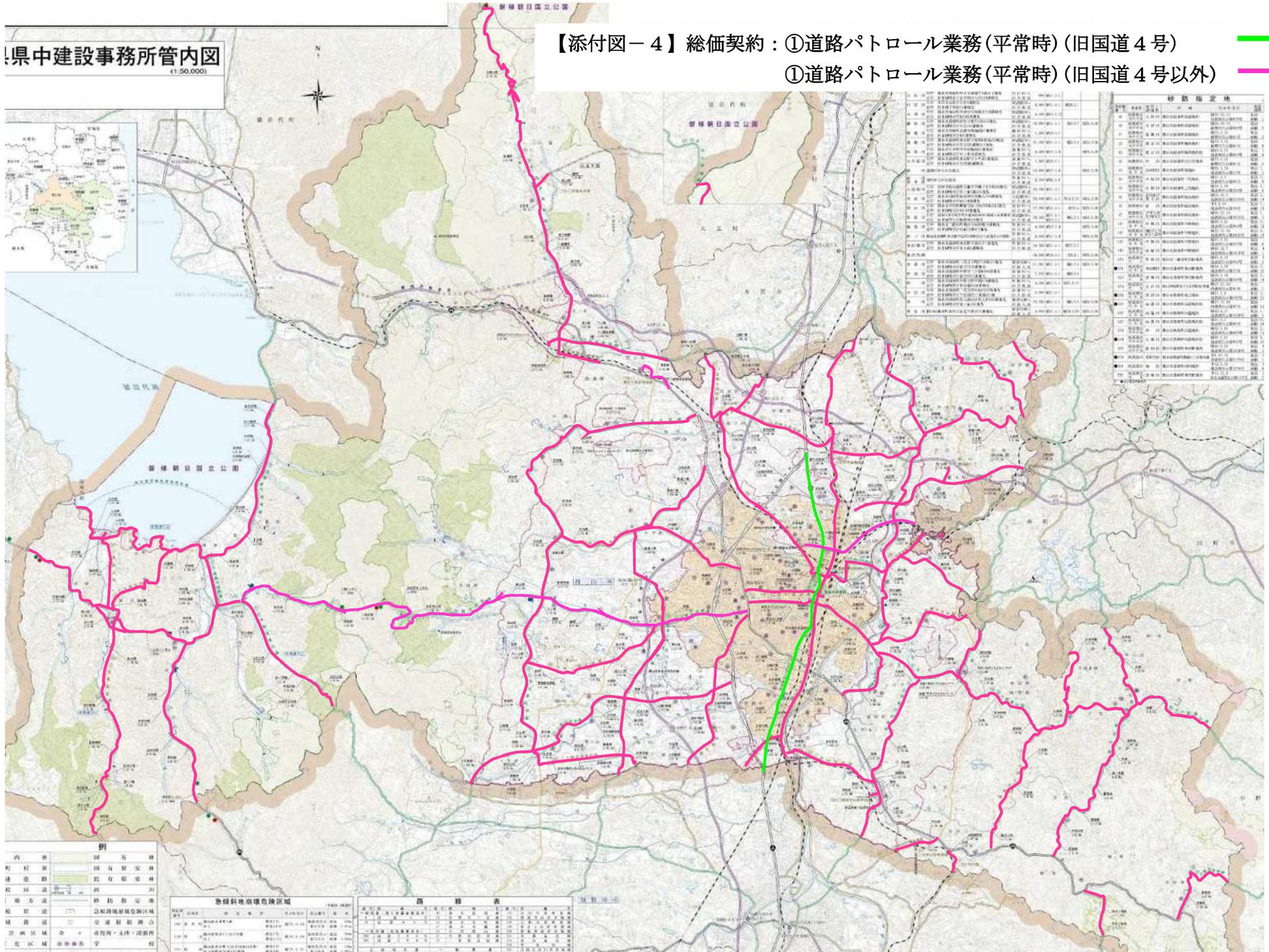
【添付図-1】単価契約：②道路維持補修業務、③舗装維持修繕業務
 総価契約：⑥道路上支障物撤去業務、⑦道路舗装修繕業務



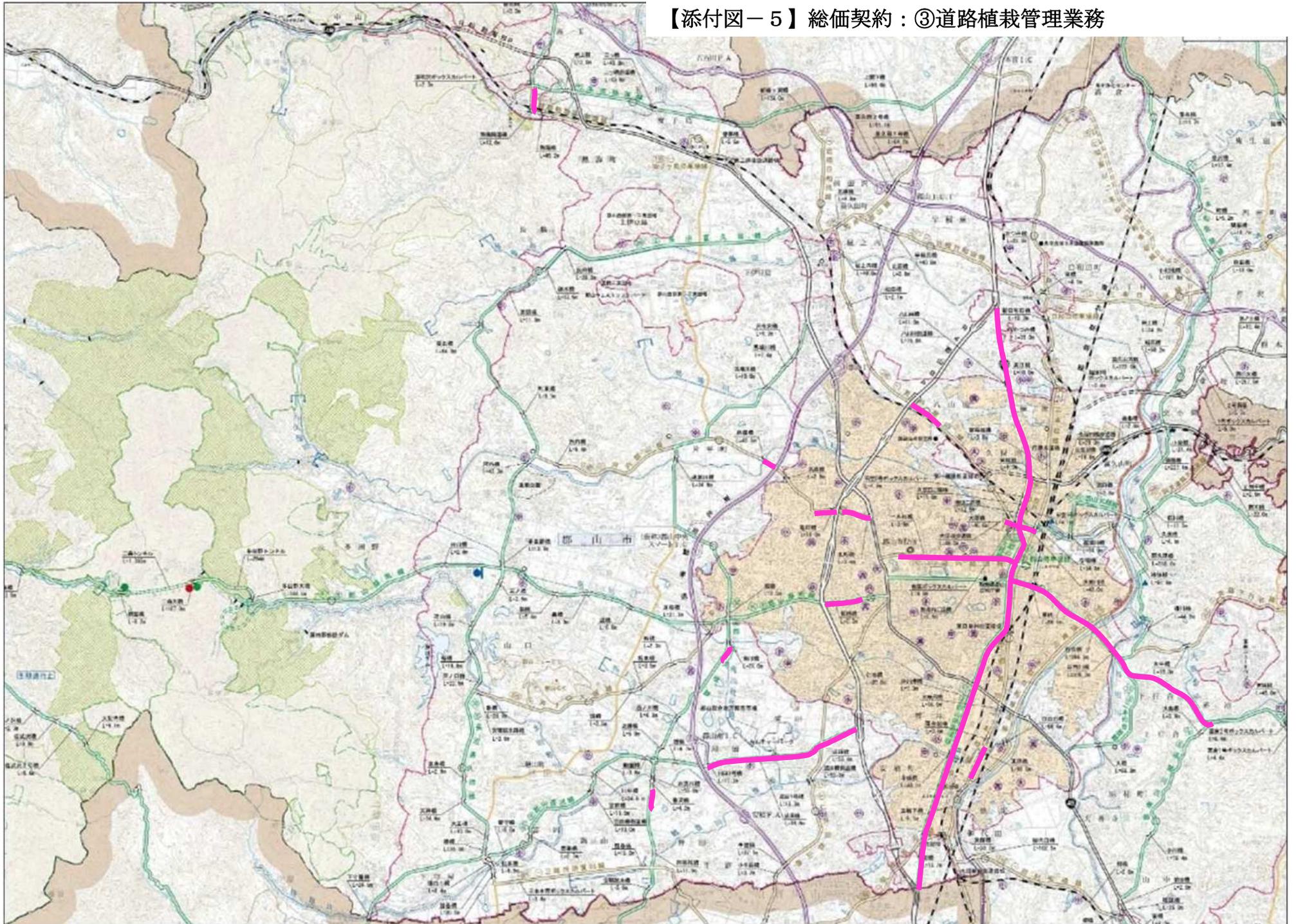
県中建設事務所管内図
(1:50,000)

【添付図-4】総価契約：①道路パトロール業務(平常時)(旧国道4号)

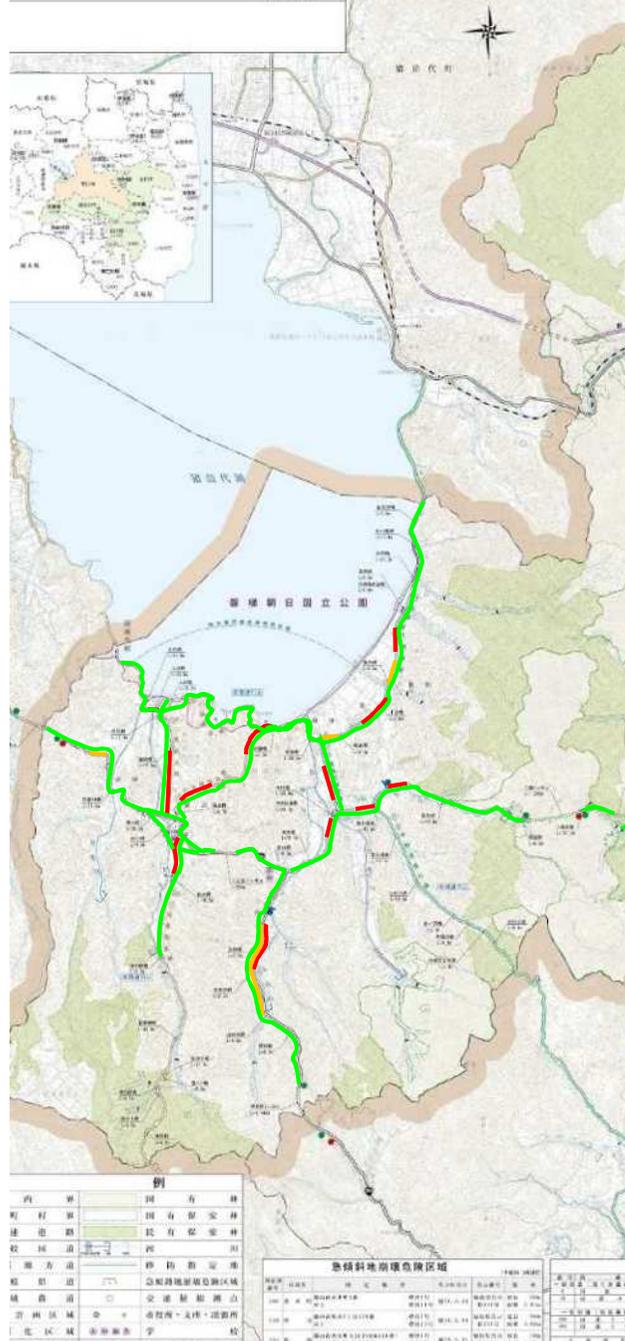
①道路パトロール業務(平常時)(旧国道4号以外)



【添付図－5】 総価契約：③道路植栽管理業務



県中建設事務所管内図
(1:50,000)



- 【添付図-6】 総価契約：
- ②道路パトロール業務（徒歩） —
 - ④道路環境美化業務（須賀川二本松自転車道線） —
 - ⑧防雪柵設置撤去業務（仮設式） —
 - ⑨防雪柵設置撤去業務（固定式） —
 - ⑩スノーポール設置撤去業務 —

区画番号	区画名称	区画面積	区画種別	区画用途	区画所有者	区画所在地	区画備考
1	須賀川市大字須賀川	1,234.56	市街地	住宅	須賀川市	須賀川市大字須賀川	
2	須賀川市大字須賀川	2,345.67	市街地	住宅	須賀川市	須賀川市大字須賀川	
3	須賀川市大字須賀川	3,456.78	市街地	住宅	須賀川市	須賀川市大字須賀川	
4	須賀川市大字須賀川	4,567.89	市街地	住宅	須賀川市	須賀川市大字須賀川	
5	須賀川市大字須賀川	5,678.90	市街地	住宅	須賀川市	須賀川市大字須賀川	
6	須賀川市大字須賀川	6,789.01	市街地	住宅	須賀川市	須賀川市大字須賀川	
7	須賀川市大字須賀川	7,890.12	市街地	住宅	須賀川市	須賀川市大字須賀川	
8	須賀川市大字須賀川	8,901.23	市街地	住宅	須賀川市	須賀川市大字須賀川	
9	須賀川市大字須賀川	9,012.34	市街地	住宅	須賀川市	須賀川市大字須賀川	
10	須賀川市大字須賀川	10,123.45	市街地	住宅	須賀川市	須賀川市大字須賀川	

各傾斜地崩壊危険区域

区画番号	区画名称	区画面積	区画種別	区画用途	区画所有者	区画所在地	区画備考
11	須賀川市大字須賀川	11,234.56	市街地	住宅	須賀川市	須賀川市大字須賀川	
12	須賀川市大字須賀川	12,345.67	市街地	住宅	須賀川市	須賀川市大字須賀川	
13	須賀川市大字須賀川	13,456.78	市街地	住宅	須賀川市	須賀川市大字須賀川	
14	須賀川市大字須賀川	14,567.89	市街地	住宅	須賀川市	須賀川市大字須賀川	
15	須賀川市大字須賀川	15,678.90	市街地	住宅	須賀川市	須賀川市大字須賀川	
16	須賀川市大字須賀川	16,789.01	市街地	住宅	須賀川市	須賀川市大字須賀川	
17	須賀川市大字須賀川	17,890.12	市街地	住宅	須賀川市	須賀川市大字須賀川	
18	須賀川市大字須賀川	18,901.23	市街地	住宅	須賀川市	須賀川市大字須賀川	
19	須賀川市大字須賀川	19,012.34	市街地	住宅	須賀川市	須賀川市大字須賀川	
20	須賀川市大字須賀川	20,123.45	市街地	住宅	須賀川市	須賀川市大字須賀川	

【添付図－6】単価契約：④河川維持管理業務
 ⑤砂防施設維持管理業務
 ⑥急傾斜施設維持管理業務
 ⑦港湾施設維持管理業務

